

厚生関係

(社会局)

事業名	事業費	説明												
<p>保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制の整備</p>	<p>990万円</p> <p>財源内訳</p> <p>〔 一般財源 990万円 〕</p>	<p>広島市連合地区地域保健対策協議会事業</p> <p>事業内容</p> <p>連合地区地対協（広島市医師会ほか2医師会等）・区地対協の運営</p> <p>災害時医療救護活動の支援</p> <p>災害時医療についての研修会の実施等</p> <p>かかりつけ医推進事業</p> <p>保健・医療・福祉総合相談窓口と医師会が連携して医療機関情報の提供や医療相談を実施する。</p> <p>事業費 1,231万7千円 (負担区分)</p> <table border="1" data-bbox="893 1120 1516 1366"> <tr> <td>広島市</td> <td>990万円</td> </tr> <tr> <td>広島市医師会</td> <td>171万7千円</td> </tr> <tr> <td>安佐医師会</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>安芸地区医師会</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師会</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>薬剤師会</td> <td>15万円</td> </tr> </table>	広島市	990万円	広島市医師会	171万7千円	安佐医師会	30万円	安芸地区医師会	10万円	歯科医師会	15万円	薬剤師会	15万円
広島市	990万円													
広島市医師会	171万7千円													
安佐医師会	30万円													
安芸地区医師会	10万円													
歯科医師会	15万円													
薬剤師会	15万円													
<p>地域福祉センター・保健センター・福祉事務所建設</p>	<p>12億2,056万8千円</p> <p>財源内訳</p> <p>〔 市債 7億3,730万円 〕</p> <p>〔 一般財源 4億8,326万8千円 〕</p>	<p>安佐南区（古市児童館と合築）</p> <p>場所 安佐南区中須一丁目 （安佐南区役所分館跡地）</p> <p>（整備スケジュール）</p> <p>18年度 解体・建設工事</p> <table border="1" data-bbox="917 1825 1380 1892"> <tr> <td>19、20年度</td> <td>建設工事</td> </tr> </table> <p>20年度 開設</p>	19、20年度	建設工事										
19、20年度	建設工事													

事業名	事業費	説明
保健・医療・福祉サービスの担い手の養成・確保	1億9,376万7千円 財源内訳 〔 国庫補助金 〕 75万9千円 一般財源 1億9,300万8千円	介護予防ケアマネジメント研修事業 151万9千円 介護予防サービスのケアマネジメントを行う介護支援専門員等を対象に研修を行い、資質の向上を図る。 財団法人広島市福祉サービス公社への助成 1億9,224万8千円 訪問介護員(ホームヘルパー)の派遣調整 その他管理運営費 1億2,955万7千円 訪問介護事業補助 6,269万1千円

事業名	事業費	説明
高齢者施策の充実	615億8,966万8千円	
(1) 介護保険事業特別会計	612億3,894万8千円	第1号被保険者介護保険料の軽減
	財源内訳	第2段階又は第3段階（世帯全員が市民税非課税）に属する者で、収入が一定水準以下等の生活困窮者について申請に基づき保険料の軽減を行う。
	国庫負担金 103億1,179万7千円	軽減内容 第1段階相当まで軽減
	国庫補助金 27億7,838万7千円	
	県負担金 85億3,419万4千円	保険給付費 579億8,766万5千円
	県補助金 2億1,426万6千円	地域支援事業 11億7,902万7千円
	保険料 122億1,365万4千円	介護予防事業 3億1,079万3千円
	支払基金交付金 180億7,251万8千円	特定高齢者把握事業 855万1千円
	基金繰入金 1,260万1千円	基本健診の結果等に基づき、介護予防が必要とされる高齢者を対象に、参加することが望ましい介護予防プログラムを判定し、特定高齢者（介護予防事業対象者）を決定する。
	財産運用収入 820万円	
	負担金 11万7千円	転倒予防事業 8,941万円
	手数料 1千円	特定高齢者のうち、運動機能の低下等が認められる者について、指定介護予防通所事業者等へ委託して運動指導等を行う。
	延滞金、加算金及び過料 1千円	
	預金利子 1千円	低栄養予防事業 235万2千円
	雑入 184万8千円	特定高齢者のうち、低栄養状態のおそれがある者について、指定介護予防通所事業者等へ委託して栄養相談等を行う。

事業名	事業費	説明
	<p>一般財源 90億9,136万3千円</p>	<p>通所口腔ケア事業 635万1千円</p> <p>特定高齢者のうち、口腔機能の低下が認められる者について、指定介護予防通所事業者等へ委託して口腔機能体操・口腔清掃指導等を行う。</p> <p>いきいき活動支援通所事業 8,740万2千円</p> <p>特定高齢者のうち、閉じこもり等の高齢者を対象に指定介護予防通所事業者等へ委託し、日常生活の活動訓練、創作活動等を行い、家から外出するきっかけづくり及び積極的な社会交流への支援を行う。</p> <p>いきいき活動支援訪問事業 1,875万6千円</p> <p>特定高齢者のうち、閉じこもり等の高齢者を対象に看護師が訪問して相談・指導を行うことにより要介護状態になることを予防する。</p> <p>⑨ 地域支援事業管理事業 3,328万8千円</p> <p>地域支援事業管理システムを整備することにより、介護予防事業や地域包括支援センターで行う包括的支援業務等の実施状況を管理し、事務の効率化を図る。</p>

事業名	事業費	説明
		<p>地域介護予防推進事業 5,904万円</p> <p>地域包括支援センターが地域の老人クラブ等の団体と連携し、虚弱高齢者等を対象に介護予防に効果のある教室や講演会等を開催する。</p> <p>介護予防活動等普及啓発事業 564万3千円</p> <p>高齢者が介護予防のための取り組みを日常生活の中で実践することができるよう、介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するとともに、地域における活動の自主グループ化を支援する。</p> <p>包括的支援事業 7億3,701万7千円</p> <p>地域包括支援センターの運営</p> <p>市内41か所の地域包括支援センターにおいて高齢者やその家族に対する総合的な相談・支援等の包括的支援事業を実施する。</p>

事業名	事業費	説明
		任意事業 1億3,121万7千円
		介護費用適正化事業 2,828万4千円 ケアプラン点検、レセプトチェック、住宅改修工事のチェック、介護給付費通知等
		家族介護支援 3,249万1千円 家族介護教室の開催等
		成年後見制度利用支援事業その他 7,044万2千円
		事務費等 20億7,225万6千円
		要介護認定等事業 7億428万7千円
		介護保険広報事業 772万3千円 パンフレット作成及び介護保険ほっとライン設置等
		事業者指定・指導事務 176万1千円
		介護給付費準備基金積立金 820万円
		財政安定化基金償還金 4億2,146万6千円
		保険料賦課徴収等 9億2,881万9千円

事業名	事業費	説明
(2) 介護保険の円滑な実施	3億4,271万5千円 財源内訳 〔 県補助金 1,148万4千円 〕 一般財源 3億3,123万1千円	低所得者利用負担助成等 3億3,845万円 障害者訪問介護利用負担助成 821万9千円 (対象者) 生計中心者が所得税非課税であつて、障害者施策による訪問介護の利用実績があり、介護保険法施行前の直近の利用料が無料であつた者等で平成18年3月31日現在当該減額認定を受けている者 (助成内容) 平成19年6月30日まで 利用者負担3% (7%助成) 平成19年7月1日から 平成20年6月30日まで 利用者負担6% (4%助成) 重度心身障害者介護保険利用負担助成 3億2,252万8千円 (対象者) 重度心身障害者医療費補助制度の対象者のうち介護保険の要介護または要支援の認定を受けた者 (助成内容) 訪問看護等の利用者負担額を助成する。 社会福祉法人による介護サービス利用者負担軽減費用助成 709万4千円 介護サービスの提供を行う法人が低所得者の利用者負担の軽減を行い、自ら負担した額が、総収入の一定割合を超えた場合に、法人が負担した費用の一部を助成する。

事業名	事業費	説明
		<p>介護保険支給限度額超過利用 負担助成 60万9千円</p> <p>難病や認知症により支給限度額を超える介護サービス利用が必要な低所得の高齢者等に対し、支給限度額を超えた介護サービスの自己負担額の一部（月2万5千円を上限）を助成する。</p> <p>介護サービス提供モニター調査 87万8千円</p> <p>介護サービス利用者にアンケート調査を実施し、課題や利用者のニーズを把握することにより、介護サービスの質の向上を図る。</p> <p>島しょ部介護サービス提供支援事業 69万6千円</p> <p>対象地域の介護サービス利用者に訪問介護等のサービスを提供する事業所に対し、渡船運賃相当額を助成することにより、島しょ部におけるサービス利用の円滑化を図る。</p> <p>(対象地域) 似島町及び宇品町金輪島</p> <p>介護予防対象者把握事業 269万1千円</p> <p>医療機関で診療を受けている高齢者の中から要介護状態になる可能性の高い高齢者（特定高齢者）についての情報提供を受け、介護予防事業に結びつける。</p>

事業名	事業費	説明
(3) 認知症対策の推進	800万5千円 財源内訳 [国庫補助金 400万1千円 一般財源 400万4千円]	認知症地域医療支援事業 104万7千円 技術的助言や支援を行うサポート医を養成するとともに、専門医療や地域包括支援センター等関係機関と連携をとることができるかかりつけ医を育成する。 認知症理解普及促進事業 106万7千円 認知症やその介護方法等に関する正しい知識の普及を図り、認知症高齢者やその家族が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進する。 認知症介護研修事業 453万円 認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施し、認知症介護の専門職員を養成するとともに、介護従事職員の認知症介護技術の向上を図る。 認知症対応型サービス事業管理者等研修事業 136万1千円 地域密着型サービス事業者を対象として、認知症高齢者の介護に関する研修を実施し、管理者等に必要な認知症介護の知識・技術の向上を図る。
高齢者の健康づくりや社会参加の促進、生きがいの創造	843万5千円 財源内訳 [国庫補助金 281万1千円 一般財源 562万4千円]	老人クラブ連合会健康増進教室事業費補助 青少年の自立を支援しているNPO法人等の協力を得て、(財)広島市老人クラブ連合会が実施する健康増進教室事業に対し補助を行い、高齢者の健康づくりと青少年との世代間交流の促進を図る。

事業名	事業費	説明
子育て家庭にやさしい支援	<p>95億3,892万1千円</p> <p>財源内訳</p> <p>〔 国庫負担金 41億5,772万9千円 国庫補助金 2億268万8千円 県負担金 24億2,662万9千円 一般財源 27億5,187万5千円 〕</p>	<p>ファミリー・サポート・センター事業 533万円</p> <p>保護者の急な用事や残業の際の一時預かりなどに対応するため、地域において子育てに関する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター（援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる会員組織）を運営する。</p> <p>（援助活動の主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育園や留守家庭子ども会等の終了後の子どもの送迎や預かり ② 保護者の病気・急用・外出の際の子どもの預かり ③ 会員同士の子育てに関する情報交換や相談 <p>つどいの広場事業 631万7千円</p> <p>主に乳幼児をもつ親とその子どもが気軽につどい、語り合い、交流する場を運営し、子育ての負担感の解消を図る。</p> <p>地域子育て支援センター事業 8,012万1千円</p> <p>子育て家庭に対する育児支援を行うため、育児不安等についての相談、子育てサークルや子育て支援者の育成支援等を行う。</p> <p>常設オープンスペース推進事業 126万5千円</p> <p>子育て中の親子がいつでも気軽に行くことができ、自由に交流できる場（オープンスペース）について、引き続き佐伯区で継続実施するとともに、19年度は新たに東区に設置する。</p>

事業名	事業費	説明
		<p>小児慢性特定疾患治療研究 2億9,442万1千円</p> <p>医療費等の支給 2億8,996万2千円</p> <p>日常生活用具の給付 39万3千円</p> <p>在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活を営むのに必要な日常生活用具を給付する。</p> <p>交通費助成 209万7千円</p> <p>県外の医療機関での専門的な治療を要する小児慢性特定疾患児とその保護者の負担を軽減するため、交通費の一部を助成する。</p> <p>相談事業 196万9千円</p> <p>小児慢性特定疾患児をもつ保護者を対象に、広島県と共同して相談事業を実施するとともに、各区で交流会等を開催する。</p>

事業名	事業費	説明																												
		<p>不妊治療費助成事業 6,548万4千円</p> <p>不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険の適用がなく、高額な医療費がかかる体外受精、顕微授精に要する費用の一部を助成する。19年度から国が助成額の拡大等を行うため、本市も同様に助成する。</p> <p>(変更内容)</p> <table border="1" data-bbox="791 696 1461 920"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現 行</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得要件</td> <td>夫婦の所得合計額が650万円未満</td> <td>夫婦の所得合計額が730万円未満</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>年額10万円を限度に通算5年支給</td> <td>年額20万円を限度に通算5年支給</td> </tr> </tbody> </table> <p>乳幼児健康診査 4,737万円</p> <p>乳幼児の健康保持増進を図ることを目的に4か月、1歳6か月、3歳児の健康診査等を行っている。19年度から実施体制の充実を図るため、1回当たりの健診人数を30人とする。</p> <p>児童手当支給 90億3,861万3千円</p> <p style="text-align: center;">支給月額増額の増額 (12億2,863万円)</p> <table border="1" data-bbox="371 1592 1453 1832"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支給月額</td> <td>3歳未満</td> <td>第1子、第2子 5,000円</td> <td>第1子、第2子 10,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3子以降 10,000円</td> <td>第3子以降 現行どおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳以上</td> <td></td> <td>第1子、第2子 現行どおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第3子以降 現行どおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>実施時期 平成19年4月</p>	区分	現 行	変 更 後	所得要件	夫婦の所得合計額が650万円未満	夫婦の所得合計額が730万円未満	助成額	年額10万円を限度に通算5年支給	年額20万円を限度に通算5年支給	区 分		現 行	改正後	支給月額	3歳未満	第1子、第2子 5,000円	第1子、第2子 10,000円		第3子以降 10,000円	第3子以降 現行どおり		3歳以上		第1子、第2子 現行どおり				第3子以降 現行どおり
区分	現 行	変 更 後																												
所得要件	夫婦の所得合計額が650万円未満	夫婦の所得合計額が730万円未満																												
助成額	年額10万円を限度に通算5年支給	年額20万円を限度に通算5年支給																												
区 分		現 行	改正後																											
支給月額	3歳未満	第1子、第2子 5,000円	第1子、第2子 10,000円																											
		第3子以降 10,000円	第3子以降 現行どおり																											
	3歳以上		第1子、第2子 現行どおり																											
			第3子以降 現行どおり																											

事業名	事業費	説明
未成年者の禁酒・禁煙のための環境づくりの推進	52万5千円 財源内訳 [一般財源 52万5千円]	成長期における飲酒・喫煙が心身の発育に悪影響を及ぼすことから、未成年者の禁酒・禁煙に向けた環境づくりを推進する。 (実施内容) ① 園児等を対象に防煙紙芝居を媒体とした早期喫煙防止教育の実施 ② 母子健康手帳交付時に、喫煙者に対しリーフレットを配付 ③ 飲酒防止キャンペーン等に未成年者用啓発カードを配布 ④ 居酒屋に未成年者の年齢確認の徹底を要請
健康づくり活動の充実	796万1千円 財源内訳 [国庫補助金 144万1千円] [一般財源 652万円]	元気じゃけんひろしま21推進事業 300万円 広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21」を推進するため、市民や関係団体等とともに、一体となって健康づくりに取り組む。 (主な実施内容) ① 18年度に行った中間評価の結果を踏まえ計画の見直し等を行い、修正後の計画の概要版を市民に配布し周知を図る。 ② 各区における健康ウォーキングの推進 ③ 元気じゃけんひろしま21協賛店の拡大を図るとともに、市民にわかりやすい認証シールを作成する。 ④ 施設の禁煙・分煙の推進 ⑤ 生活習慣病予防の意識啓発 ⑥ 推進会議の開催

事業名	事業費	説明
		<p>うつ病・自殺予防対策推進事業 496万1千円</p> <p>自殺対策基本法の施行に伴い、全市的な取組みとしてうつ病・自殺予防対策を推進するための計画を策定するとともに、関係者の研修事業や普及啓発活動等を行う。</p>
医療供給体制の整備	<p>1,291万円</p> <p>財源内訳</p> <p>〔 一般財源 1,291万円 〕</p>	<p>医療安全支援センターの運営</p> <p>市民が安心して医療を受けることができる環境づくりを支援するため、患者等からの医療に関する相談・苦情に対応する相談窓口を運営する。</p>

事業名	事業費	説明
被爆の実態に即した援 護施策の推進	323億2,278万3千円	
(1) 原爆被爆者援護	310億9,925万7千円	被爆者健康管理手当等の支給
	財源内訳	
	〔 国庫負担金 4億1,991万6千円〕	健康管理手当 273億337万円
	〔 国庫委託金 305億1,935万5千円〕	医療特別手当 16億710万6千円
	〔 一般財源 1億5,998万6千円〕	保健手当 7億8,770万5千円
		介護手当ほか 14億107万6千円
(2) 被爆者介護保険 利用料助成	8億4,792万円	介護保険制度に係る利用料の自己負担 金について助成を行う。
	財源内訳	
	〔 国庫補助金 4億2,395万8千円〕	介護老人福祉施設利用 料助成 2億5,992万3千円
	〔 一般財源 4億2,396万2千円〕	短期入所生活介護利用 料助成 8,037万3千円
		訪問介護利用料助成 1億9,590万9千円
		世帯の生計中心者の前年所得税が 非課税世帯に属する者
		通所介護利用料助成 3億1,171万5千円

事業名	事業費	説明
<p>(3) 被爆者医療施設整備</p>	<p>1,100万円</p> <p>財源内訳</p> <p>〔一般財源 1,100万円〕</p>	<p>広島赤十字・原爆病院医療機器整備補助 (原爆医療部門)</p> <p>実施主体 日本赤十字社広島県支部 (広島赤十字・原爆病院)</p> <p>整備内容 診断用X線Cアームテーブルシステム</p> <p>事業費 1億815万円 (負担割合 事業者負担を除く額 に対し国、県、市各1/3)</p>
<p>(4) 原爆養護ホーム運営</p>	<p>3億6,460万6千円</p> <p>財源内訳</p> <p>〔国庫補助金 2億9,168万4千円 一般財源 7,292万2千円〕</p>	<p>⑨ 矢野おりづる園運営費助成</p> <p>実施主体 社会福祉法人広島常光福祉会</p> <p>場 所 安芸区矢野東二丁目</p> <p>入所定員 100名</p> <p>開園予定 平成19年4月</p>
<p>在外被爆者支援事業</p>	<p>2億3,526万3千円</p> <p>財源内訳</p> <p>〔受託事業収入 2億3,526万3千円〕</p>	<p>在外被爆者手帳交付渡日支援 6,784万1千円</p> <p>被爆者健康手帳を所持していない在外被爆者が渡日して手帳の交付を受けるための渡航費用等を助成する。</p> <p>利用者枠(介助者含む) 359人</p>

事業名	事業費	説明
		<p>在外被爆者健康診断事業 268万2千円</p> <p>県と連携して専門医を在外被爆者の居住国へ派遣し、健康診断・相談を行う。(市は職員派遣)</p> <p>在外被爆者渡日治療支援 1,481万9千円</p> <p>在外被爆者が渡日して治療を受けるための渡航費用等を助成する。</p> <p>利用者枠(介助者含む) 21人</p> <p>在外被爆者医療従事者の受入研修・派遣等 713万7千円</p> <p>研修医の受入 韓国、北米、南米 13人</p> <p>専門医の派遣 韓国、北米 7人</p> <p>韓国原爆養護ホーム職員受入研修 102万6千円</p> <p>陝川(ハプチョン)原爆被害者福祉会館の介護職員等の受入研修を行う。</p> <p>受入人数 5人</p>

事業名	事業費	説明
		<p>在外被爆者保健医療助成事業 1億4,175万8千円</p> <p>在外被爆者がその居住国の医療機関において必要な医療を受けた場合の医療費について助成する。</p> <p>対象者 北米地域に居住する在外被爆者</p> <p>助成額 14万2千円を限度に、医療費のうちの自己負担分</p>
放射線被曝者医療国際協力推進	<p>483万8千円</p> <p>財源内訳</p> <p>〔国庫補助金 48万9千円〕</p> <p>〔一般財源 434万9千円〕</p>	<p>放射線被曝者医療国際協力推進事業負担金</p> <p>事業主体 放射線被曝者医療国際協力推進協議会</p> <p>事業内容</p> <p>研修医の受入 ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタン等 5人</p> <p>専門医の派遣 ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタン等 1人</p> <p>普及啓発事業等</p> <p>事業費 967万6千円 (負担割合 県、市 各1/2)</p>

事業名	事業費	説明
<p>地域福祉の推進</p> <p>(1) 広島市社会福祉協議会事業補助</p>	<p>8億4,646万5千円</p> <p>8億3,629万5千円</p> <p>財源内訳</p> <p>〔 国庫補助金 2,102万3千円 一般財源 8億1,527万2千円 〕</p>	<p>福祉事業への助成 8,703万円</p> <p>福祉ボランティアの支援 4,259万2千円</p> <p>福祉関係情報の発信や、ボランティアの育成及び支援、ボランティアコーディネーターの養成講座の開催、福祉活動への参加を促す福祉教育の普及に取り組む。</p> <p>地域福祉活動の充実 674万8千円</p> <p>外出や電話相談が困難な人を対象に訪問相談コーディネーターや専門相談員が相談者のもとに出向き訪問相談事業を行うとともに、地区社協活動に求められる知識等の研修を行う。</p> <p>老人福祉事業等 3,769万円</p> <p>地域福祉権利擁護事業、心配ごと相談所事業、老人大学の開催、貸付事業などを行う。</p> <p>区社協事業への助成 3億7,923万2千円</p> <p>社会福社会館等運営助成 3,740万9千円</p> <p>管理運営費助成 3億3,262万4千円</p>
<p>(2) 筒瀬福祉センター建設</p>	<p>1,017万円</p> <p>財源内訳</p> <p>〔 一般財源 1,017万円 〕</p>	<p>用地測量、造成実施設計</p>

事業名	事業費	説明
障害者福祉の充実 (1) 保健・医療の充実	188億1,226万3千円 54億7,177万4千円 財源内訳 〔 市債 47億6,420万円 雑入 1億956万5千円 一般財源 5億9,800万9千円 〕	総合リハビリテーションセンター 整備 中途障害者の社会復帰を促進するため、相談・医療・訓練・就労援助までの総合的なリハビリテーションサービスを一貫した計画のもとに提供する施設を整備する。 建設工事等 37億7,894万1千円 医療情報システム・ 医療機器等整備 14億7,543万4千円 医療消耗備品等整備、 開設準備業務 2億1,739万9千円 整備場所 安佐南区伴南一丁目 (西風新都梶毛東住宅地区) 整備内容 身体障害者更生相談所、 リハビリテーション専門病院、障害者支援施設 (整備スケジュール) 16年度 実施設計 17年度 実施設計、用地取得、 建設工事等 18年度 建設工事等 19年度 建設工事等、一部開設 20年度 全面開設

事業名	事業費	説明
(2) 在宅福祉の充実	8,911万1千円 財源内訳 〔 国庫補助金 3,698万9千円 〕 〔 県補助金 1,208万8千円 〕 〔 雑入 1,078万5千円 〕 〔 一般財源 2,924万9千円 〕	特別支援学校放課後対策事業 4,448万円
		障害児を持つ親の就労支援、家族の一時的な休息等を目的として市立及び県立（広島、広島北、廿日市）特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に、通学日における放課後の活動の場を提供する。
		障害児いきいき活動事業（特別支援学校） 1,466万1千円 障害児を持つ親の就労支援、家族の一時的な休息等を目的として市立及び県立（広島、広島北、廿日市）特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に、土曜日（県立は除く）及び夏休み等の長期休暇における特別支援学校内での活動の場を提供する。
		発達障害者支援センター事業 2,997万円 自閉症や学習障害等の発達障害者に対する乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うため、支援体制のあり方について検討を行う発達障害者支援体制整備検討委員会を開催するとともに、専門的な相談・助言、支援を行う発達障害者支援センターを運営する。

事業名	事業費	説明
(3) 雇用・就労等自立の促進	2,136万円 (一部再掲) 財源内訳 [一般財源 2,136万円]	障害者の雇用促進事業 本市の関係公益法人等において、「知的障害者」や「精神障害者」を臨時職員として雇用し、働く場を確保するとともにジョブコーチによる就労支援を行うことにより、障害者の自立と社会参加を促進する。
(4) 障害者自立支援	127億7,823万9千円 財源内訳 [国庫負担金 54億8,567万1千円 国庫補助金 4億7,282万5千円 県負担金 18億3,854万2千円 県補助金 2億3,432万1千円 県委託金 348万8千円 負担金 260万円 雑入 68万4千円 一般財源 47億4,010万8千円]	自立支援給付 96億1,806万1千円 介護給付・訓練等給付 62億4,544万2千円 居宅介護 12億6,063万円 生活介護 3億7,679万6千円 児童デイサービス 2,930万9千円 短期入所 1億5,835万3千円 療養介護・療養介護医療費 1億8,140万6千円 旧法施設支援 40億5,320万1千円 就労継続支援 5,440万5千円 共同生活援助 1億3,134万2千円 サービス利用計画作成費 4,646万8千円 高額障害福祉サービス費 942万2千円 自立支援医療 31億7,068万4千円 補装具費 1億4,604万5千円

事業名	事業費	説明															
(5) 障害者自立支援の円滑な実施	4億5,177万9千円 財源内訳 〔 国庫負担金 1億543万3千円 県負担金 4,009万1千円 県補助金 1億9,525万7千円 一般財源 1億1,099万8千円 〕	<p>地域生活支援事業 11億6,478万2千円</p> <p>移動支援、相談支援、日常生活用具、地域活動支援センターほか</p> <p>関連事業・事務費等 19億9,539万6千円</p> <p>障害児施設給付費・医療費 13億141万円</p> <p>障害程度区分認定・支給決定事務等 6億9,398万6千円</p> <p>⑨ 障害者自立支援法の円滑施行のための特別対策 4億3,555万2千円</p> <p>国において18～20年度の3か年、障害者自立支援法の円滑な施行を図るため、特別対策を講じることから本市においても以下の事業を実施する。</p> <p>利用者負担の軽減 2億1,086万9千円</p> <p>在宅・通所サービスの利用者負担上限額の引き下げ、入所・グループホームの利用者負担の算定に係る工賃控除額の拡大、障害児施設の利用者負担軽減措置の対象範囲の拡大などを実施し、利用者負担の軽減を図る。</p> <p>(在宅・通所サービスの利用者負担上限月額引き下げ)</p> <table border="1" data-bbox="842 1675 1513 1975"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>従来の国基準額</th> <th>19・20年度の国基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民税非課税世帯</td> <td>低所得1 (年間収入80万円以下)</td> <td>15,000円</td> <td>3,750円</td> </tr> <tr> <td>低所得2 (年間収入80万円超)</td> <td>24,600円</td> <td>6,150円 (通所は3,750円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市民税課税世帯のうち市民税所得割10万円未満</td> <td>37,200円</td> <td>9,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		従来の国基準額	19・20年度の国基準額	市民税非課税世帯	低所得1 (年間収入80万円以下)	15,000円	3,750円	低所得2 (年間収入80万円超)	24,600円	6,150円 (通所は3,750円)	市民税課税世帯のうち市民税所得割10万円未満		37,200円	9,300円
		区 分		従来の国基準額	19・20年度の国基準額												
市民税非課税世帯	低所得1 (年間収入80万円以下)	15,000円	3,750円														
	低所得2 (年間収入80万円超)	24,600円	6,150円 (通所は3,750円)														
市民税課税世帯のうち市民税所得割10万円未満		37,200円	9,300円														

事業名	事業費	説明																																																								
		<p>事業者に対する激変緩和措置 7,713万4千円</p> <p>施設報酬が日払いになったことにより減収が大きい事業者及び新たなサービス体系に移行した事業者に対して、収入の激変を緩和する措置などを実施し事業者の運営を支援する。</p> <p>新法への移行等のための緊急的な経過措置 1億4,754万9千円</p> <p>事業者が新たなサービス体系に移行するまでの間の経過的な支援や制度改正に伴う利用者等への緊急的な支援を行い、障害者自立支援法に基づく新たなサービスの円滑な実施を図る。</p> <p>障害児通園施設利用者負担助成 920万2千円</p> <p>児童福祉法の改正に伴い、サービス利用負担が利用者の所得に応じた応能負担からサービス量と所得に応じた負担となるとともに、食費についても実費負担となったことから、サービス利用負担及び食費負担について激変緩和措置として18年度から20年度の3年間、利用者負担助成制度を実施する。</p>																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">19・20年度の固基準</th> <th colspan="3">市助成後</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>上限月額</th> <th>食費</th> <th>区分</th> <th>上限月額</th> <th>食費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>生活保護</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税</td> <td>3,750円</td> <td></td> <td>市民税非課税</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民税課税</td> <td>市民税所得割10万円未満</td> <td>9,300円</td> <td rowspan="2">市民税課税</td> <td>均等割のみ課税</td> <td>1,250円</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割10万円以上</td> <td>37,200円</td> <td>所得割課税</td> <td>2,050円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>食材料費のみ</td> <td>所得税額30,000円以下</td> <td>4,450円</td> <td rowspan="3">1日あたり200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>実費負担</td> <td>所得税額30,001円～80,000円</td> <td>※13,050円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>所得税額80,001円～140,000円</td> <td>※17,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>所得税額140,001円以上</td> <td>※37,200円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※については、市民税所得割が10万円未満の場合は9,300円となる。</p>			19・20年度の固基準			市助成後			区分	上限月額	食費	区分	上限月額	食費	生活保護	0円	0円	生活保護	0円	0円	市民税非課税	3,750円		市民税非課税			市民税課税	市民税所得割10万円未満	9,300円	市民税課税	均等割のみ課税	1,250円	市民税所得割10万円以上	37,200円	所得割課税	2,050円			食材料費のみ	所得税額30,000円以下	4,450円	1日あたり200円			実費負担	所得税額30,001円～80,000円	※13,050円				所得税額80,001円～140,000円	※17,200円				所得税額140,001円以上	※37,200円	
19・20年度の固基準			市助成後																																																							
区分	上限月額	食費	区分	上限月額	食費																																																					
生活保護	0円	0円	生活保護	0円	0円																																																					
市民税非課税	3,750円		市民税非課税																																																							
市民税課税	市民税所得割10万円未満	9,300円	市民税課税	均等割のみ課税	1,250円																																																					
	市民税所得割10万円以上	37,200円		所得割課税	2,050円																																																					
		食材料費のみ	所得税額30,000円以下	4,450円	1日あたり200円																																																					
		実費負担	所得税額30,001円～80,000円	※13,050円																																																						
			所得税額80,001円～140,000円	※17,200円																																																						
			所得税額140,001円以上	※37,200円																																																						

事業名	事業費	説明															
		<p>補装具利用者負担助成 702万5千円</p> <p>障害者自立支援法の施行に伴い、補装具の利用者負担が利用者の所得に応じた応能負担から、補装具費用と所得に応じた負担となり、特に低所得者への影響が大きいいため、18年度から20年度の3年間について利用者負担助成制度を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="853 716 1516 1019"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>国基準額</th> <th>市助成後の 上限月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民税非課税世帯</td> <td>低所得1 (年間収入80万円以下)</td> <td>15,000円</td> <td>3,750円</td> </tr> <tr> <td>低所得2 (年間収入80万円超)</td> <td>24,600円</td> <td>6,150円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市民税課税世帯のうち市民税所得割10万円未満</td> <td>37,200円</td> <td>9,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		国基準額	市助成後の 上限月額	市民税非課税世帯	低所得1 (年間収入80万円以下)	15,000円	3,750円	低所得2 (年間収入80万円超)	24,600円	6,150円	市民税課税世帯のうち市民税所得割10万円未満		37,200円	9,300円
区 分		国基準額	市助成後の 上限月額														
市民税非課税世帯	低所得1 (年間収入80万円以下)	15,000円	3,750円														
	低所得2 (年間収入80万円超)	24,600円	6,150円														
市民税課税世帯のうち市民税所得割10万円未満		37,200円	9,300円														
低所得者福祉の充実	<p>3,100万円</p> <p>財源内訳</p> <p>〔 国庫補助金 2,325万円 〕</p> <p>〔 一般財源 775万円 〕</p>	<p>⑨ 要保護世帯向け長期生活支援資金貸付</p> <p>国が平成19年4月から要保護者が所有する居住用不動産の活用により生活資金の確保を容易にする要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度を創設するため、実施主体である広島県社会福祉協議会の貸付原資を負担する。</p>															

事業名	事業費	説明
保育の充実	10億3,803万9千円 財源内訳 〔 国庫補助金 2億3,155万円 負担金 2,298万1千円 一般財源 7億8,350万8千円 〕	開園時間延長及び延長保育の充実 9億7,349万8千円 開園時間延長実施施設数 157か所 私立 69か所 公立 88か所 延長保育実施施設数 103か所 私立 68か所 公立 35か所 1時間延長 施設数 97か所→103か所 定員 3,015人→3,200人 2時間延長 施設数 15か所→18か所 定員 225人→250人 4時間延長 施設数 1か所 定員 15人 私立幼稚園預かり保育事業費補助 799万3千円 私立幼稚園が夏休みなど長期休業期間に預かり保育を実施した場合に補助を行い、年間を通じた実施体制を確保することにより、保育園入園待機児童の解消や子育て支援の充実を図る。 病児・病後児保育事業 5,654万8千円 保育園入園中の児童等が病気の回復期等で集団保育の困難な期間に、医療機関に付設された保育施設で一時預かりを行う事業を実施する。 実施施設 8か所

事業名	事業費	説明
児童の養護体制の充実	5,516万5千円 財源内訳 [国庫負担金 81万5千円 国庫補助金 251万8千円 一般財源 5,183万2千円]	児童虐待防止対策 1,210万円 児童虐待防止対策連絡協議会の開催等 児童虐待予防対策 3,908万8千円 妊婦から乳幼児を対象とした健康診査等の母子保健事業を通じて、虐待の予防・早期発見・支援を行う。 里親支援 367万7千円 里親制度の普及・啓発、里親の養成等 ⑨ ひろしまチャイルドライン（子ども電話相談）運営費補助 30万円 子どもの悩みを電話で聴き、自己解決のきっかけをつくる活動に対して、フリーダイヤル電話に要する経費の一部を補助する。

事業名	事業費	説明				
ひとり親家庭、寡婦の福祉の充実	<p style="text-align: right;">2,662万5千円</p> <p>財源内訳</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">国庫補助金</td> <td style="padding: 0 5px;">1,737万5千円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">一般財源</td> <td style="padding: 0 5px;">925万円</td> </tr> </table>	国庫補助金	1,737万5千円	一般財源	925万円	<p>母子家庭等就業支援事業 1,619万3千円</p> <p>母子家庭の母及び寡婦を対象に、就業に関する知識、技能の習得を目的としたセミナーや講習会を実施するとともに求人情報の提供及びハローワークと連携した就業支援を行うことにより、母子家庭の母及び寡婦の経済的自立を促進する。</p> <p>母子家庭自立支援給付金事業 1,043万2千円</p> <p>自立支援教育訓練給付金 178万円</p> <p>雇用保険法の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母が、就業に必要な能力を取得するため、指定の教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を支給する。</p> <p>高等技能訓練促進費 865万2千円</p> <p>就業と修学の両立が困難な母子家庭の母が、経済的自立に効果的な資格の取得を目的として2年以上修学する場合、修学期間の最後の3分の1に相当する期間（12か月を上限とする）を対象として、生活費を支給する。</p>
国庫補助金	1,737万5千円					
一般財源	925万円					

事業名	事業費	説明										
後期高齢者医療制度の 運営体制の整備	2億406万9千円 財源内訳 [負担金 3,363万円 一般財源 1億7,043万9千円]	広島県後期高齢者医療広域連合 への負担金 1億9,338万2千円 <table border="1" data-bbox="831 468 1522 696"> <thead> <tr> <th rowspan="2">全体経費</th> <th colspan="2">うち広島市分</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>金 額</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6億1,760万4千円</td> <td>1億9,338万2千円</td> <td>31.3%</td> <td>経費の負担割合 均等割 10% 高齢者人口割 50% 人口割 40%</td> </tr> </tbody> </table> システム関連機器整備、制度準 備業務 1,068万7千円	全体経費	うち広島市分		備 考	金 額	割 合	6億1,760万4千円	1億9,338万2千円	31.3%	経費の負担割合 均等割 10% 高齢者人口割 50% 人口割 40%
全体経費	うち広島市分			備 考								
	金 額	割 合										
6億1,760万4千円	1億9,338万2千円	31.3%	経費の負担割合 均等割 10% 高齢者人口割 50% 人口割 40%									
国民健康保険料の改定 (国民健康保険事業特別会計)		基礎賦課額 (医療費) に係る改定 改定率 4.1% 1人あたり平均保険料 年額 8万1,439円 介護納付金賦課額に係る改定 改定率 4.3% 1人あたり平均保険料 年額 2万3,458円										

(病院事業局)

事業名	事業費	説明
市立4病院の整備 (広島市民病院・舟入病院・安佐市民病院・安芸市民病院)	39億315万円 財源内訳 〔企業債 38億5,920万円 一般会計出資金 2,197万5千円 自己財源 2,197万5千円〕	広島市民病院増改築整備 27億5,945万円 (整備スケジュール) 14年度 実施設計等 15～17年度 東病棟建設 18年度 既存施設改修 19年度 プロムナード・立体駐車場建設 20年度 全面稼働 医療機器等の購入 11億4,370万円 広島市民病院 5億2,600万円 新規分 4,803万9千円 鼻咽喉スコープ画像管理システムほか53台 更新分 4億7,796万1千円 放射線治療装置ほか97台 舟入病院 2億150万円 新規分 2,695万円 超音波手術システムほか11台 更新分 1億7,455万円 マルチスライスCTシステムほか15台

事業名	事業費	説明
		<p>安佐市民病院 3億9,250万円</p> <p>新規分 1億9,932万円</p> <p>放射線画像管理システムほか52台</p> <p>更新分 1億9,318万円</p> <p>電子内視鏡システムほか51台</p> <p>安芸市民病院 2,370万円</p> <p>新規分 763万5千円</p> <p>生体情報モニタ自動血圧計ほか8台</p> <p>更新分 1,606万5千円</p> <p>自動グリコヘモグロビン測定装置ほか34台</p>